

那覇市公報

第 1 5 8 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市議会基本条例(議事管理課)…………… 783

○那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例（議事管理課）…………… 792

◇告 示◇

○平成 23 年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要（財政課） 798

○平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算（区画整理課）・ 816

○平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書(国保長寿医療課・
特定健診課)…………… 821○平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書（市街地整備課）
…………… 826○平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちゃーがんじゅう課）
…………… 829○平成 23 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（国保長寿医療課）
…………… 834

○平成 23 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）…… 837

○平成 23 年度那覇市公営墓地整備等事業特別会計歳入歳出決算書（環境保全課）
…………… 840○平成 24 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号)（市街地整備課）
…………… 843○平成 24 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）(区画整理課)
…………… 845○平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）(ちゃーがんじゅう
課)…………… 846

○平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)（財政課）	847
○平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)（財政課）	851

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（市民課）	856
○「特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務」に関する提案依頼について （特定健診課）	856

◇議 会 規 則◇

○那覇市議会会議規則の一部を改正する規則	858
----------------------------	-----

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	863
-----------------------------------	-----

条 例

那覇市条例第78号

平成24年12月28日

公 布 済

那覇市議会基本条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の責務と活動原則(第3条―第5条)

第3章 市民と議会の関係(第6条―第10条)

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係(第11条―第15条)

第5章 議員間討議による合意形成(第16条・第17条)

第6章 議会運営(第18条・第19条)

第7章 議会の機能強化(第20条―第24条)

第8章 議会改革の推進(第25条)

第9章 議員の政治倫理(第26条)

第10章 議員の定数及び議員報酬(第27条・第28条)

第11章 議会事務局の体制強化(第29条・第30条)

第12章 最高規範性と見直し手続き(第31条・第32条)

付則

那覇市は、かつて琉球王府が存する万国津梁の交流拠点として、アジア諸国との交易で栄え、独自の文化圏を形成した。明治の廃藩置県後、他府県に遅れて大正10年に市制施行となり、那覇市議会が設置された。その後、悲惨を極めた沖縄戦と27年間に及ぶ米国施政権下を経て、昭和47年の本土復帰により、日本国憲法及び地方自治法に基づく自治体及び議会として再出発し、現在に至っている。

この間、恒久平和を希求し、住民の権利と自治を獲得するための先人の労苦は計り知れず、行政と議会が車の両輪となって、市民とともに幾多の苦難を乗り越えながら、今日の市政を築いてきた。

那覇市議会は、この先人の尊い歩みと精神を踏まえ、県都の言論の府として、県内議会の先導的役割を担ってきたところである。

昨今、地域主権改革が叫ばれる中で、二代表制の一翼を担う議会の役割と責務がこれまで以上に増大している。市民の代表機関である議会が、市長とともに市政

の発展と市民福祉の向上に対する責務を負うことは当然のこととして、新たな時代にふさわしい議会の構築が求められている。

このため、那覇市議会は、会派及び議員個々の立場の違いを超えて、執行機関の監視及び評価機能の強化拡充を図るとともに、議員間の自由闊達な討議により積極的な政策立案及び政策提言を行う議会へと自らを改革していかなければならない。

さらに、市民の積極的な参加と協働のもと、公平・公正にして透明性のある合議体としての議会づくりを通して、市民の多様な意見を反映でき、市民に開かれ信頼される議会へと成長発展していく必要がある。

よって、那覇市議会は、日本国憲法及び地方自治法の精神に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務と活動原則、市民との関係、執行機関との関係等を明確に定め、市民と行政の架け橋となる「地方自治の津梁」たるべく、議会及び議員としての不断の努力を通して、市民の負託に応えることを決意し、本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二代表制のもと、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその権能を高め、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市政における唯一の議決機関である議会は、多様な市民の意思を市政に反映させるため、公平、公正かつ真摯な議論を通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動を市民に対して説明する責務を果たすため、積極的な情報公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。

(3) 市民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務について監視及び評価を行うこと。

(4) 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会を構成する一員として、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な論議を重んじること。

(2) 市政の課題全般について市民の意見、要望等を把握するとともに、積極的な調査研究活動を通じて市民全体の福祉の向上に努めること。

(3) 不断の活動及び研さんを通じて自己の資質の向上に努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成する。

3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開と市民参画機会の確保)

第6条 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。

(説明責任)

第7条 議会は、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、その議決責任を深く認識するとともに、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するとともに、議会が保有する情報の提供を図るものとする。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第8条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。

- 2 議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。

（請願及び陳情）

第9条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。

- 2 議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。

- 3 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果の伝達並びに処理の経過及び結果等の情報の提供を図るものとする。

（広報広聴の充実）

第10条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。

- 2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実を図るものとする。

第4章 市長等執行機関と議会及び議員の関係

（市長等との関係）

第11条 議会は、二元代表制のもと、市長等との緊張感を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、責任ある政策立案、政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

（政策等の監視及び評価）

第12条 議会は、市長等が提案する政策等について、審議を通じて政策の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたる費用と効果

- 2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び

争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえるよう努めるものとする。

（予算及び決算における政策説明資料の作成）

第13条 議会は、市長が提出する予算案及び決算の審議に当っては、市長に対し、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

（議決事件の追加）

第14条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる議決事件の追加を行うものとする。

- （1） 那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。
- （2） 前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること。
- （3） その他議会が必要と認める計画等

（一問一答方式及び反問権）

第15条 議会の会議における質問等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

- 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、本会議又は委員会等において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

第5章 議員間討議による合意形成

（議員間の討議による合意形成）

第16条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

（政策討議）

第17条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形

成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

第6章 議会運営

（議会運営の原則）

第18条 議会は、合議制の機関として、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

4 議長は、会派に属さない。

（委員会）

第19条 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

2 委員会は、その専門性と特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

3 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案について、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

4 議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を設置する。

（1）総務常任委員会

（2）建設常任委員会

（3）教育福祉常任委員会

（4）厚生経済常任委員会

（5）予算決算常任委員会

5 特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置する。

6 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。

第7章 議会の機能強化

（議会の機能強化）

第20条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価に関する機能並びに政策の立

案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

（調査研究機関及び検討会等の設置）

第21条 議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。

3 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

（議員研修の充実強化）

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。

（会派及び議員の政務活動費）

第23条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対して使途を説明する責務を有する。

3 議会は、政務活動費の収支報告書を公表すること等により、使途の透明性の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

（予算の確保）

第24条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求めるものとする。

第8章 議会改革の推進

第25条 議会は、議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する推進組織を設置するものとする。

第9章 議員の政治倫理

第26条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

第10章 議員の定数及び議員報酬

（議員定数）

第27条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

（議員の報酬）

第28条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

第11章 議会事務局の体制強化

（議会事務局の強化）

第29条 議会は、議会の政策立案、政策提言能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

（議会図書室）

第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。

第12章 最高規範性で見直し手続き

（最高規範性）

第31条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

（見直し手続き）

第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第19条の規定は、平成25年2月1日から施行する。

那覇市条例第79号
平成24年12月28日
公 布 済

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市議会委員会条例(昭和47年条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1条(常任委員会の設置) 第2条(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第3条 [略] 第4条(議会運営委員会の設置) 第5条 [略] 第6条(特別委員会の設置) 第7条(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置) 第8条～第31条 [略] 付則 (常任委員会の設置) 第1条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。	目次 第1条(趣旨) 第2条(常任委員会の委員定数及びその所管事項) 第3条 [略] 第4条(議会運営委員会の定数及び任期) 第5条 [略] 第6条(特別委員会の定数) 第7条(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第8条～第31条 [略] 付則 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条から第111条まで及び那覇市議会基本条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「基本条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (常任委員会の委員定数及びその所管事項) 第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

(1) 総務委員会 10人

総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、議会事務局、他の委員会の所管に属しない事項

(2) 建設委員会 10人

都市計画部、建設管理部

(3) 教育福祉委員会 10人

健康福祉部、こどもみらい部、教育委員会

(4) 厚生経済委員会 10人

市民文化部、経済観光部、環境部、上下水道局、農業委員会

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 [略]

3 [略]

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 [略]

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定に

名称	定数	所管事項
総務常任委員会	10人	総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
建設常任委員会	10人	都市計画部、建設管理部及び上下水道局の所管に属する事項
教育福祉常任委員会	10人	健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項
厚生経済常任委員会	10人	市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	40人	予算及び決算に関する事項

(議会運営委員会の定数及び任期)

第4条 [略]

2 [略]

(特別委員会の定数)

第6条 [略]

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、基本条例第19条第5

かかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条第2項</u>の規定にかかわらず、10人とする。 （委員長及び副委員長） 第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。 2～3 〔略〕 （傍聴の取扱い） 第19条 委員会は、<u>議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u> 2 〔略〕 （秩序保持に関する措置） 第22条 委員会において<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）</u>、<u>那覇市議会会議規則（昭和47年那覇市議会規則第3号）</u>又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2～3 〔略〕	<u>項の規定にかかわらず、特別委員会として資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会</u>が設置されたものとする。 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、10人とする。 （委員長及び副委員長） 第9条 <u>委員会</u>に委員長及び副委員長1人を置く。 2～3 〔略〕 （委員会の公開等） 第19条 委員会は、<u>原則として公開する。ただし、委員長は傍聴人数の制限その他必要な制限をすることができる。</u> 2 〔略〕 （秩序保持に関する措置） 第22条 委員会において<u>法</u>、<u>那覇市議会会議規則（昭和47年那覇市議会規則第3号）</u>又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2～3 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
第2条 那覇市議会委員会条例の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
目次 第1条 〔略〕 第2条（常任委員会の委員定数<u>及びその所管事項</u>） 第3条～第5条 〔略〕	目次 第1条 〔略〕 第2条（常任委員会の委員定数、<u>その所管事項及び所屬</u>） 第3条～第5条 〔略〕

第6条(特別委員会の定数) 第7条～第31条 〔略〕 付則 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条から第111条まで及び那覇市議会基本条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「基本条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (常任委員会の委員定数及びその所管事項) 第2条 〔略〕 (特別委員会の定数) 第6条 〔略〕 (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第7条 〔略〕 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、10人とする。 (委員の選任) 第8条 〔略〕 <u>2～3</u> 〔略〕	第6条(特別委員会の定数<u>及び任期</u>) 第7条～第31条 〔略〕 付則 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条及び那覇市議会基本条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「基本条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属) 第2条 〔略〕 <u>2 議員は、前項の表に規定する常任委員会(予算決算常任委員会を除く。)のいずれかの委員になるものとする。</u> (特別委員会の定数<u>及び任期</u>) 第6条 〔略〕 <u>2 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第7条 〔略〕 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、10人とする。 (委員の選任) 第8条 〔略〕 <u>2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</u> <u>3～4</u> 〔略〕
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表の備考について準用する。 2 前条の表備考3の規定は、この表の備考について準用する。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年2月1日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。
(常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の那覇市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)に、第1条の規定による改正後の那覇市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ、施行日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

建設委員会	建設常任委員会
教育福祉委員会	教育福祉常任委員会
厚生経済委員会	厚生経済常任委員会

(常任委員会の継続審査事件に関する経過措置)

- 3 第1条の規定の施行の際現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

告 示

那覇市告示第 97 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 23 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 3 年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位:円)
1 市税		40,358,965,000	43,919,002,286	40,952,250,917 32,992,393	228,530,040	2,771,213,722	△503,285,917	
1 市民税		16,268,269,000	17,535,779,411	16,433,207,638	110,013,680	1,020,846,960	△164,938,638	
2 固定資産税		19,973,771,000	22,091,034,545	20,283,516,998 4,393,626	112,815,197	1,699,095,976	△309,745,998	
3 軽自動車税		472,342,000	530,847,541	479,295,992 309,600	5,701,163	46,159,986	△6,953,992	
4 市たばこ税		2,819,910,000	2,915,579,139	2,915,579,139	0	0	△95,669,139	
5 特別土地保有税		0	0	0	0	0	0	
6 入湯税		12,089,000	12,197,250	12,197,250	0	0	△108,250	
7 事業所税		812,584,000	833,564,400	828,453,900 300	0	5,110,800	△15,889,900	
2 地方譲与税		703,044,000	722,082,879	722,082,879	0	0	△19,038,879	
1 自動車重量譲与税		374,240,000	386,755,000	386,755,000	0	0	△12,515,000	
2 地方道路譲与税		1,000	661	661	0	0	339	
3 特別とん譲与税		15,848,000	18,593,218	18,593,218	0	0	△2,745,218	
4 航空機燃料譲与税		165,836,000	167,716,000	167,716,000	0	0	△1,880,000	
5 地方揮発油譲与税		147,119,000	149,018,000	149,018,000	0	0	△1,899,000	
3 利子割交付金		104,995,000	110,954,000	110,954,000	0	0	△5,959,000	
1 利子割交付金		104,995,000	110,954,000	110,954,000	0	0	△5,959,000	
4 配当割交付金		12,734,000	26,703,000	26,703,000	0	0	△13,969,000	
1 配当割交付金		12,734,000	26,703,000	26,703,000	0	0	△13,969,000	
5 株式等譲渡所得割交付金		20,096,000	7,008,000	7,008,000	0	0	13,088,000	
1 株式等譲渡所得割交付金		20,096,000	7,008,000	7,008,000	0	0	13,088,000	
6 地方消費税交付金		2,876,910,000	2,876,692,000	2,876,692,000	0	0	218,000	
1 地方消費税交付金		2,876,910,000	2,876,692,000	2,876,692,000	0	0	218,000	

01-1

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
								予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
7	自動車取得税交付金		74,106,000	76,632,000	76,632,000	0	0	△2,526,000	△2,526,000
	1	自動車取得税交付金	74,106,000	76,632,000	76,632,000	0	0	△2,526,000	△2,526,000
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金		295,182,000	295,182,000	295,182,000	0	0	0	0
	1	国有提供施設等所在市町村助成交付金	295,182,000	295,182,000	295,182,000	0	0	0	0
9	地方特例交付金		280,874,000	280,874,000	280,874,000	0	0	0	0
	1	地方特例交付金	280,874,000	280,874,000	280,874,000	0	0	0	0
10	地方交付税		12,468,822,000	12,843,229,000	12,843,229,000	0	0	△374,407,000	△374,407,000
	1	地方交付税	12,468,822,000	12,843,229,000	12,843,229,000	0	0	△374,407,000	△374,407,000
11	交通安全対策特別交付金		49,980,000	49,980,000	49,980,000	0	0	△950,000	△950,000
	1	交通安全対策特別交付金	49,980,000	49,980,000	49,980,000	0	0	△950,000	△950,000
12	分担金及び負担金		2,174,734,000	2,156,899,059	2,079,149,595	1,588,682	76,160,782	95,584,405	95,584,405
	1	分担金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,000
	2	負担金	2,174,733,000	2,156,899,059	2,079,149,595	1,588,682	76,160,782	95,583,405	95,583,405
13	使用料及び手数料		2,764,293,000	2,993,253,588	2,808,788,363	9,269,540	175,195,885	△44,495,363	△44,495,363
	1	使用料	2,182,683,000	2,411,705,421	2,227,242,496	9,269,540	175,193,385	△44,559,496	△44,559,496
	2	手数料	581,610,000	581,548,167	581,545,867	0	2,300	64,133	64,133
14	国庫支出金		35,821,184,608	35,932,320,823	33,410,680,287	0	2,521,640,536	2,410,504,321	2,410,504,321
	1	国庫負担金	25,743,739,000	25,790,560,190	25,790,560,190	0	0	△46,821,190	△46,821,190
	2	国庫補助金	9,959,647,608	10,021,698,610	7,500,058,074	0	2,521,640,536	2,459,589,534	2,459,589,534
	3	委託金	117,798,000	120,062,023	120,062,023	0	0	△2,264,023	△2,264,023
15	県支出金		9,131,125,000	8,961,869,381	8,574,134,381	0	387,735,000	556,990,619	556,990,619
	1	県負担金	5,185,610,000	5,118,887,230	5,118,887,230	0	0	66,722,770	66,722,770

歳 入	款	項	予 算 現 額 調	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位：円)	
							予 算 現 額 と 収 入 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 額 と の 比 較
		2 県補助金	3,558,821,000	3,448,471,683	0	387,735,000	498,084,317	498,084,317
		3 委託金	386,694,000	394,510,468	0	0	△7,816,468	△7,816,468
16 財産収入			411,979,000	423,177,141	0	19,941,413	8,743,272	8,743,272
		1 財産運用収入	342,705,000	363,184,036	0	19,941,413	△537,623	△537,623
		2 財産売却収入	69,274,000	59,993,105	0	0	9,280,895	9,280,895
17 寄附金			19,243,000	19,293,800	0	0	△50,800	△50,800
		1 寄附金	19,243,000	19,293,800	0	0	△50,800	△50,800
18 繰入金			3,355,066,000	3,360,263,145	0	0	△5,197,145	△5,197,145
		1 特別会計繰入金	140,998,000	154,994,330	0	0	△13,996,330	△13,996,330
		2 基金繰入金	3,214,068,000	3,205,268,815	0	0	8,799,185	8,799,185
19 繰越金			2,680,526,016	2,680,527,013	0	0	△997	△997
		1 繰越金	2,680,526,016	2,680,527,013	0	0	△997	△997
20 諸収入			1,647,044,000	2,248,648,103	29,686,287	475,079,190	△96,838,726	△96,838,726
		1 延滞金加算金及び過料	114,706,000	141,607,318	0	7,800	△26,893,518	△26,893,518
		2 市預金利子	3,590,000	3,116,266	0	0	473,734	473,734
		3 貸付金元利収入	327,006,000	326,988,830	0	0	17,170	17,170
		4 受託事業収入	63,336,000	61,828,533	0	0	1,507,467	1,507,467
		5 雑入	1,138,406,000	1,715,107,156	29,686,287	475,071,390	△71,943,579	△71,943,579
21 市債			14,570,288,000	12,796,686,600	0	0	1,773,601,400	1,773,601,400
		1 市債	14,570,288,000	12,796,686,600	0	0	1,773,601,400	1,773,601,400
	歳 入	合 計	129,820,210,624	132,781,277,818	289,074,549	6,426,986,328	3,701,981,190	3,701,981,190

歳 出		(単位：円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議会費		908,196,000	901,548,655	0	6,647,345	6,647,345
	1 議会費	908,196,000	901,548,655	0	6,647,345	6,647,345
2 総務費		14,995,432,968	13,342,228,319	1,464,865,600	188,339,049	1,653,204,649
	1 総務管理費	12,988,371,968	11,359,923,020	1,464,865,600	163,583,348	1,628,448,948
	2 徴税費	1,009,703,000	995,306,241	0	14,396,759	14,396,759
	3 戸籍住民基本台帳費	790,638,000	782,464,417	0	8,173,583	8,173,583
	4 選挙費	65,472,000	64,983,107	0	488,893	488,893
	5 統計調査費	47,435,000	46,318,382	0	1,116,618	1,116,618
3 民生費	6 監査委員費	93,813,000	93,233,152	0	579,848	579,848
		55,954,879,288	53,919,562,568	611,666,200	1,423,650,520	2,035,316,720
	1 社会福祉費	16,661,670,000	16,521,316,715	0	140,353,285	140,353,285
	2 児童福祉費	20,293,772,700	19,016,318,292	611,666,200	665,788,208	1,277,454,408
	3 生活保護費	18,999,435,588	18,381,927,561	0	617,508,027	617,508,027
	4 災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4 衛生費		8,480,939,757	8,197,456,978	33,915,000	249,567,779	283,482,779
	1 保健衛生費	4,490,036,580	4,278,269,326	0	211,767,254	211,767,254
5 労働費	2 清掃費	3,990,903,177	3,919,187,652	33,915,000	37,800,525	71,715,525
		284,145,000	278,889,881	0	5,255,119	5,255,119
6 農林水産業費	1 労働諸費	284,145,000	278,889,881	0	5,255,119	5,255,119
		85,127,000	83,230,861	0	1,896,139	1,896,139
	1 農業費	42,718,000	41,240,875	0	1,477,125	1,477,125
	2 林業費	120,000	120,000	0	0	0

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
7 商工費		3 水産業費	42,289,000	41,869,986	0	419,014	419,014	419,014
			1,210,655,950	1,179,845,124	0	30,810,826	30,810,826	30,810,826
8 土木費		1 商工費	1,210,655,950	1,179,845,124	0	30,810,826	30,810,826	30,810,826
			18,036,307,674	15,042,500,404	2,843,831,370	149,975,900	2,993,807,270	2,993,807,270
		1 土木管理費	320,584,000	310,135,016	1,236,000	9,212,984	10,448,984	10,448,984
		2 道路橋りょう費	1,542,105,130	1,309,771,512	219,632,703	12,700,915	232,333,618	232,333,618
		3 河川水路費	181,338,000	175,893,555	0	5,644,445	5,644,445	5,644,445
		4 港湾費	689,465,000	688,511,636	0	953,364	953,364	953,364
		5 都市計画費	10,230,824,944	8,270,781,300	1,903,421,067	56,622,577	1,960,043,644	1,960,043,644
		6 住宅費	5,071,990,600	4,287,607,385	719,541,600	64,841,615	784,383,215	784,383,215
9 消防費			2,553,762,307	2,529,564,901	4,361,800	19,735,605	24,097,405	24,097,405
10 教育費		1 消防費	2,553,762,307	2,529,564,901	4,361,800	19,735,605	24,097,405	24,097,405
			13,174,637,517	12,647,330,414	323,711,300	203,595,803	527,307,103	527,307,103
		1 教育総務費	1,811,936,989	1,779,917,919	0	32,019,050	32,019,050	32,019,050
		2 小学校費	3,952,296,400	3,782,781,477	111,381,000	58,133,923	169,514,923	169,514,923
		3 中学校費	1,874,741,000	1,674,244,893	160,533,000	39,963,107	200,496,107	200,496,107
		4 幼稚園費	1,520,250,700	1,487,697,711	0	32,552,989	32,552,989	32,552,989
		5 社会教育費	1,794,702,848	1,725,807,422	51,797,300	17,098,126	68,895,426	68,895,426
		6 保健体育費	2,220,679,600	2,195,880,992	0	23,798,608	23,798,608	23,798,608
11 災害復旧費			4,000	0	0	4,000	4,000	4,000
		1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000	1,000
		2 公共土木施設災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000	2,000

01- 5

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
		3 その他公共施設公用施設災害 復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12	公債費		14,098,558,000	14,063,248,782	0	35,309,218	35,309,218
	1	公債費	14,098,558,000	14,063,248,782	0	35,309,218	35,309,218
13	諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1	公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14	予備費		37,564,163	0	0	37,564,163	37,564,163
	1	予備費	37,564,163	0	0	37,564,163	37,564,163
歳 出	合 計		129,820,210,624	122,185,506,887	5,282,351,270	2,352,352,467	7,634,703,737

歳入歳出差引残額 3,932,722,547 円

平成 24 年 9 月 13 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 一般会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	129,820,210,624 円
2	歳 入 総 額	126,118,229,434
3	歳 出 総 額	122,185,506,887
4	歳 入 歳 出 差 引 額	3,932,722,547
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		0
		(2) 繰越明許費繰越額
		725,859,734
		(3) 事故繰越し繰越額
		0
	計	725,859,734
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)
		3,206,862,813
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)
		0

那覇市監査委員より提出された、平成23年度（2011年度）那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査意見

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

平成23年度は那覇市第4次総合計画がスタートして4年目にあたり、ほぼ計画の中間年にあたる。「なはが好き！こどもの笑顔が輝くまち」という街づくりの基本理念のもと読売巨人軍のキャンプ誘致、さいおんスクエアの整備、幼稚園と保育園の一体化施設を併設する天久小学校の建設など市民生活の利便性向上と街の活性化等に向けた多くの事業が実施されている。これらの事業はいずれも第4次総合計画に掲げた6つの都市像に基づき、おおむね計画どおりに執行されていることが認められた。

また、行政運営については第3次那覇市経営改革アクションプランを推進し、効率

的な運営に取り組んでいることがうかがえたが、一方で業務のIT化や外部委託化が進むなか個人情報の保護については、個人情報保護条例等の制定や情報セキュリティポリシーを策定して基準を明確にしているものの、運用面では必ずしもこれらの基準が適切に反映されておらず、外部委託における個人情報のセキュリティ対策も不十分であった。平成25年度には中核市へ移行し事業の拡大に伴い、個人情報量の増大が予想される。

個人情報の管理については、市民から信頼される行政運営を目指したセキュリティ対策の実施が求められる。

さて、平成23年度の財政状況についてみると、一般会計で予算現額1,298億2,021万円に対し、歳入決算額は1,261億1,822万円、歳出決算額は1,221億8,550万円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は39億3,272万円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は32億686万円の黒字であり、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額も7億6,661万円の黒字となっている。

次に、土地区画整理事業特別会計外6特別会計の決算を合計額でみると、歳入決算額は630億9,692万円、歳出決算額は654億8,034万円で、形式収支額が23億8,342万円、実質収支額も26億4,282万円の赤字となっている。赤字の要因は、前年度に続き国民健康保険事業によるものであり、同事業の赤字額は、前年度より10億7,353万円増加し31億5,916万円となっている。

国民健康保険事業特別会計の赤字の増額は、高齢化や高齢者医療制度改革による影響で医療給付費が増加するのに対し、厳しい経済状況が続くなか保険税収入は歳出増に見合うだけの増収が見込めないという国保制度の構造的問題による収支不足等が主な要因となっている。

医療給付費は、高齢化の進展に伴い引き続き増加することが予想され、赤字額を増大させることが懸念される。

今後は、予防に重点を置いた対策を組織横断的に取り組み、医療費の抑制を図るとともに滞納分を含めた保険税の収入率向上に向け、一層の努力を重ね赤字額の縮減に努める必要がある。

平成23年度普通会計における財政構造の指標についてみてみると、経常収支比率は87.2%、前年度と比較し1.0ポイント、実質公債費比率は14.0%、前年と比較して0.4ポイントそれぞれ改善しており、財政の弾力性はやや向上している。しかしながら、生活保護費等の扶助費や公債費については、今後も増加が予想され財政の圧迫要因となる可能性があるので留意する必要がある。

国内の景気は、東日本震災からの復興、復旧に官民あげて取り組んだことにより緩やかな回復傾向にある。

県内経済においても国の一括交付金制度などが景気を刺激し、持ち直しの兆しを見せている。しかしながら、円高の進行や欧州政府債務危機など多くの不安要素があり、景気の先行きは依然不透明な状況が続くものと思われ、その推移を注視していく必要がある。

今後の財政運営については、公債費や生活保護費等の扶助費をはじめ、引き続き財政需要の増加が見込まれることから、より厳しい対応が求められる。職員の意識改革を図り更なる業務の効率化を進めるとともに、収入率の向上や不納欠損の縮減など自主財源の確保に取り組み、持続可能な財政運営に努められたい。

なお、次のことに適切な措置を執られるよう要望する。

1 歳入について

(1) 未収金の対策について（全体）

平成23年度の収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて65億8,280万円となっている。（注）

不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて7億7,787万円となり、多額の債権が回収不能となっている。

収入率の向上による財源確保及び負担の公平性の観点から、多額の未収金への対策は重要な課題となっている。一部においては、差し押さえ処分の実施等、効果的な取組みの結果、成果を上げているものの、未収金対策への取り組みが不十分な部署が多く見受けられた。今後は、より一層の取り組み強化を講じるよう要望する。

未収金対策マニュアル等、事務処理の基準については、未収金の徴収や不納欠損処分等を適正かつ効率的に行うため必要なものであるが、多くの部署において整備されていない。全庁的な事務処理基準の作成も含め、早急にその整備を検討されたい。

平成23年度 未収金の状況

（単位：千円、％）

区 分 項 目	調定額	収入済額		不納欠損額		収入未済額	
	金額	金額	対調定	金額	対調定	金額	対調定
市税	43,919,002	40,952,250	93.2	228,530	0.5	2,771,213	6.3
国民健康保険税	9,567,324	6,425,284	67.2	428,901	4.5	2,726,603	28.5
生活保護費返還徴収金	617,409	205,627	33.3	26,285	4.3	385,497	62.4
介護保険料	3,230,253	2,927,044	90.6	63,875	2.0	245,821	7.6
市営住宅使用料	1,573,465	1,418,610	90.2	8,405	0.5	146,449	9.3
その他	7,706,559	7,386,624	95.8	21,882	0.3	307,225	4.0
計	66,614,012	59,315,439	89.0	777,878	1.2	6,582,808	9.9

（注）国庫支出金及び県支出金の未収分を除く。※収入済額には、還付未済額が含まれる。

(2) 収入率の向上について（納税課）

平成23年度市税の収入は経済環境が厳しいなか、収入済額409億5,225万円、収入率93.2%となっている。平成22年度と比較すると、収入済額が6億4,116万円増加し、収入率は0.9ポイント向上している。

これは、未収金対策として、納税催告センターによる納付呼びかけの徹底や、滞納処分（差押え）等の歳入確保に向けた取り組みの成果であると評価される。

今後とも未収金の徴収対策を推進し、なお一層、高い収入率が達成できるよう努められたい。

市税の収入状況

(単位: 千円、%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	平成 23 年度	40,840,204	40,052,398	1,808	818,676	98.1
	平成 22 年度	40,306,935	39,400,897	13,771	917,400	97.8
	比 較	533,269	651,501	△11,963	△98,724	0.3
滞 納 繰 越 分	平成 23 年度	3,078,798	899,852	226,721	1,952,537	29.2
	平成 22 年度	3,374,500	910,184	288,152	2,176,641	27.0
	比 較	△295,702	△10,332	△61,431	△224,104	2.2
合 計	平成 23 年度	43,919,002	40,952,250	228,530	2,771,213	93.2
	平成 22 年度	43,681,435	40,311,081	301,923	3,094,042	92.3
	比 較	237,567	641,169	△73,393	△322,829	0.9

(3) 那覇市地域総合整備資金貸付金について（商工農水課）

那覇市地域総合整備資金貸付金は、本市が金融機関と共同して財団法人地域総合整備財団の支援（利子の75%は地方交付税措置）を得て民間事業者等に無利子で資金貸付を行う事業である。

那覇新都心株式会社に対しテナントビル建設事業の資金として、平成 13 年 3 月 29 日 2 億円、平成 13 年 12 月 27 日 2 億 5 千万円の合計 4 億 5 千万円を貸付けているが当該債権について地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条で定める決算の書式「財産に関する調書」に記載がない。

債権を取得したときは速やかに必要な事務処理を行い適正な財産管理に努められたい。

(4) 公設市場の使用料及び光熱水費の未収金について（なはまちなか振興課）

平成 23 年度の公設市場使用料の収入は、収入済額 7,860 万円、収入率 86.5% となっている。平成 22 年度と比較すると、収入済額は 1,148 万円減少し、収入未済額は 449 万円増加し、収入率は 5.5 ポイント減少している。（1 表）

平成 23 年度の公設市場光熱水費の収入は、収入済額 4,492 万円、収入率 77.3% となっている。平成 22 年度と比較すると、収入済額は 264 万円減少し、収入未済額は 396 万円増加し、収入率は 6.4 ポイント減少している。（2 表）

平成 23 年度における公設市場使用料と光熱水費の収入未済合計金額は対前年度約 846 万円増加している。このうち現年度分に関しては、対前年度約 748 万円増加し、収入状況の悪化が著しい。

未収金の督促等の記録については、平成22年度以前は記録があるものの、平成 23 年度は記録がなされていないため未収金の状況と理由が不明確となっている。未収金の正確かつ継続的な状況把握は、適正な債権管理を行うために不可欠であることから今後適切に記録されたい。

未収金対策については、年度が経過するにしたがって徴収が困難になるので徴収

体制を強化して収入率の向上に努められたい。

なお、個々の小間利用者の光熱水費の公金による立替えは未収金発生の一因の一つとなっているので各小間利用者が事業者と直接契約できる方策についても検討されたい。

1 表 公設市場使用料収入状況 (単位：千円、%)

区分	年度	調定件数	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
現年度分	平成 23 年度	2,644	83,093	78,099	4,993	94.0
	平成 22 年度	2,804	89,349	88,402	947	98.9
	比 較	△160	△6,256	△10,302	4,045	△4.9
滞納繰越分	平成 23 年度	295	7,809	501	7,308	6.4
	平成 22 年度	321	8,546	1,684	6,862	19.7
	比 較	△26	△736	△1,182	445	△13.3
合計	平成 23 年度	2,939	90,903	78,601	12,301	86.5
	平成 22 年度	3,125	97,896	90,086	7,809	92.0
	比 較	△186	△6,992	△11,484	4,491	△5.5

2 表 公設市場光熱水費収入状況 (単位：千円、%)

区分	年度	調定件数	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
現年度分	平成 23 年度	2,273	48,884	44,337	4,546	90.7
	平成 22 年度	2,335	47,666	46,563	1,102	97.7
	比 較	△62	1,217	△2,226	3,443	△7.0
滞納繰越分	平成 23 年度	490	9,262	586	8,676	6.3
	平成 22 年度	478	9,153	1,002	8,151	10.9
	比 較	12	108	△415	524	△4.6
合計	平成 23 年度	2,763	58,146	44,923	13,222	77.3
	平成 22 年度	2,813	56,820	47,565	9,254	83.7
	比 較	△50	1,326	△2,641	3,968	△6.4

(5) 納骨堂使用料の未収対策について（環境保全課）

納骨堂使用料は現年度分及び滞納繰越分で調定額 983 万円に対し収入済額が 660 万円、収入未済額 297 万円、収入率が 67.1%となっている。未収対策として、使用期限が切れている旨の通知文を滞納者へ送付し使用更新を促している。

滞納者には電話催告、催告書や督促状等を送付するなど、積極的に滞納整理に努められたい。また、5ヶ年を経過した滞納分は不納欠損としているが、不納欠損を行う際の要綱や基準等が定められていないことから早急に定められたい。

(6) 国民健康保険税の未収金について（国保長寿医療課）

平成 23 年度国民健康保険事業特別会計は、31 億 5,916 万円の多額の赤字となっており、不足額は翌年度からの繰上充用で補っている。国民健康保険税の未収金は 27 億 2,660 万円で、その内訳は、現年度分 6 億 2,628 万円、滞納繰越分が 21 億 31 万円である。収入率は現年度分 91.0%、滞納繰越分 6.8%、全体で 67.2%

とそれぞれ対前年度比 0.3 ポイント、0.4 ポイント、0.1 ポイントの増となっている。

国民健康保険税の多額の未収金は、国民健康保険事業の運営に重大な影響を及ぼすものであり、今後とも滞納整理をより強化するとともに、未収金縮減のための効果的な方策及び徴収体制の強化等を検討し、収入率の向上になお一層努められたい。

国 民 健 康 保 険 税 収 入 状 況

（単位：千円、％）

区 分		調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収入率
現 年 分	平成 23 年度	6,856,187	6,241,802	718	626,289	91.0
	平成 22 年度	6,874,060	6,237,476	0	654,486	90.7
	比 較	Δ17,873	4,326	718	Δ28,197	0.3
滞 納 繰 越 分	平成 23 年度	2,711,137	183,481	428,182	2,100,314	6.8
	平成 22 年度	2,689,718	171,742	427,525	2,091,258	6.4
	比 較	21,419	11,739	657	9,056	0.4
合 計	平成 23 年度	9,567,324	6,425,283	428,900	2,726,603	67.2
	平成 22 年度	9,563,778	6,409,218	427,525	2,745,744	67.0
	比 較	3,546	16,066	1,376	Δ19,141	0.1

※収入済額には、還付未済額（平成 23 年度＝1,346 万円、平成 22 年度＝1,870 万円）が含まれる。

（7）介護保険料の未収金について（ちゃーがんじゅう課）

介護保険料の未収金は、2 億 4,582 万円である。その主なものは、現年分普通徴収保険料 1 億 254 万円、滞納繰越分 1 億 4,192 万円である。対調定収入率は、現年分普通徴収保険料 72.4％、滞納繰越分 14.8％である。

介護保険料の多額の未収金の発生は、事業運営に重大な影響を及ぼすことから、滞納整理を一層強化するとともに、未収金縮減のための効果的な方策を検討し、収入率の向上に努められたい。

（8）生活保護費返還徴収金の未収金について（保護管理課）

生活保護費返還徴収金については、滞納額が 3 億 8,549 万円と多額になっている。

生活保護費返還請求の主な理由は、就労収入の申告遅れや保護停廃止に伴う過払いなどがあげられる。

生活保護費返還徴収金の未収金の増加は、生活保護行政の適正な執行に影響を及ぼすことから、今後は、就労収入の申告遅れ等の防止策を強化するとともに、未収金対策の体制強化を図り未収金の収入率向上に向け取り組まれたい。

（9）市営住宅使用料の収入率向上について（市営住宅課）

現年度の市営住宅使用料の収入率は、前年度と比較して 1.0 ポイント改善がみられ、未収金が減少していることは評価できる。

しかし、未収金は 1 億 4,644 万円となっており、未収金対策の体制強化を図り、なお一層の収入率向上に努められたい。

市営住宅使用料の収入状況

（単位：千円、％）

区 分	年 度	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収入未済額	収 入 率
現 年 度 分	平成 23 年度	1,415,420	1,393,629	0	21,791	98.5
	平成 22 年度	1,354,685	1,332,921	0	21,763	98.4
	比 較	60,735	60,708	0	28	0.1
滞 納 繰 越 分	平成 23 年度	158,044	24,980	8,405	124,657	15.8
	平成 22 年度	173,705	30,040	7,034	136,630	17.3
	比 較	△15,661	△5,060	1,371	△11,973	2.7
合 計	平成 23 年度	1,573,465	1,418,610	8,405	146,449	90.2
	平成 22 年度	1,528,390	1,362,961	7,034	158,394	89.2

2 歳出について

（１）清掃業務委託等に係る最低賃金の遵守について（全体）

庁舎等の清掃業務や人的警備業務委託契約において、低価格入札の結果、受託者が、労働者に対し最低賃金を保証しない恐れがあるといった問題が懸念される。

その対策として、受託者に対し契約の条件として、業務にあたる者に対し最低賃金を保証することを義務付けているものの、最低賃金遵守の履行を確認していない場合が見受けられる。労働者の最低賃金の遵守、その実効性を担保するため、労働者が受領した報酬額を証明する書類の提出を義務付ける等の措置を講じるよう要望する。

（２）海拔表示板製作・取付業務委託について（総務課）

海拔表示板製作・取付業務は、津波等の災害に備え、海拔表示板を製作し、市内各所に取付を行う事業であるが、予算現額 500 万円に対し、契約額が 66 万円執行率 13.3%となっている。その要因は、予算見積りを一者のみから徴収したことによるものである。見積り書を徴する際は、なるべく複数の者から徴し、適切な予算計上及び執行に努められたい。

（３）職員研修の受講成果の確認方法について（人事課）

平成 23 年度の職員研修業務の委託件数は 10 件で、委託料は 264 万円になっている。研修の受講成果については費用対効果を検証するためにも重要である。

現在、研修の受講成果の測定方法は受講直後のアンケートの実施のみで行っているが、成果を判断するには不十分であり今後受講後の成果が確認できる方策を講じられたい。

（４）女性職員キャリア支援ステップアップ研修について（人事課）

女性職員キャリア支援ステップアップ研修は、女性職員のキャリア形成支援を行うために実施した研修であり、女性職員の意識啓発やスキルアップをするためにも重要な研修である。

今回実施された同研修は、当初予算には計上されておらず、他の研修に不用額が生じたために実施されたものであるが、事業効果等を高めるためにも当初予算に計上し、計画的な事業の執行に努められたい。

（5）職員メンタルヘルス対策事業について（人事課）

平成 18 年度にメンタル疾患による休職者が増加したことを受けて、平成 19 年から人事課に元気応援グループが設置され、職員メンタルヘルス対策事業の取り組みがなされてきている。

当該事業ではメンタル疾患による新たな休職者の発生防止や継続休職者の減少を目標に掲げ、復職支援事業、相談体制整備、階層・役職別メンタルヘルス研修等を継続して実施した結果、新たなメンタル疾患による休職者が減少した。

平成 25 年度には中核市に移行し、新たな業務の発生や事務量の増大が予想されることから、メンタルヘルス対策については今後一層取り組みを強化されたい。

（6）那覇市市有地草刈り等業務委託契約について（管財課）

那覇市市有地草刈り等業務委託については、那覇市が管理している市有地（市内 40 か所）の草刈り等を計画的に行うために那覇市シルバー人材センターに業務委託を行っている。

同業務委託の予算現額 231 万円に対し、契約済額 170 万円で予算残額 60 万円となっているが、契約年月日は平成 23 年 8 月 10 日となっている。業務委託の契約時期については、業務の目的等を充分検証し、年度当初から契約を締結するなど効果的な事業の執行に努められたい。

（7）電子申告（eL T A X）の普及について（市民税課）

電子申告（eL T A X）については、個人市民税の課税事務の効率化と利便性の向上を目的に、地方電子化協議会に負担金として年間 356 万円を支出し、事業所申告等がインターネットを利用して、那覇市に手続きできるシステムである。

しかしながら、那覇市の普及率は 8.14%（特別徴収義務者数 10,503 件、eL T A X 申告者数 855 件）と低い。今後は、広報活動等を強化し普及向上に取り組まれたい。

（8）業務委託に伴う個人情報保護について（資産税課）

償却資産データパンチ業務委託 16 万円については、事業所（個人経営含む）の資産内容や取得価格等の償却資産情報を電子化する業務である。この業務委託契約書に那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づく、個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する規定や個人情報の複写及び複製の禁止規定等の諸条件が付されてなく、その履行の確認についても行われていない。今後は、個人情報の漏えい防止及び保護の対策について、関係法令等を厳守し適正な事務執行に努められたい。

（9）沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会市町村負担金について（市民課）

沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会市町村負担金について、本市は年間 159,100 円を負担している。当協議会の事業収支比率は 21 年度 64%、22 年度 66%、23 年度 57%と低い執行率となっていることから今後、負担金のあり方について検討されたい。

（10）「なは市民大学」事業の予算執行について（まちづくり協働推進課）

「なは市民大学」の報酬費については、ワークショップの記録者（以下「ライ

ター」という。)の予定人数を確保できなかったこと及びワークショップ実施の講座回数が当初予定の12回から6回となったため低い執行率52.1%となっている。

ライターの業務は、発言の意図が分かりづらい場合、発言者に確認し修正したり、キーワードやテーマ毎に参加者の発言内容等を整理・統合するなど、講座の目的を達成する上で重要な役割を担っている。今後は、実効性のある事業計画を策定し効果的な事業執行に努められたい。

(11) 歴史博物館、壺屋焼物博物館の入館者増加対策について（博物館）

歴史博物館、壺屋焼物博物館の入館者増加対策については、地域行事にあわせての入場料無料化や近隣ホテルへ博物館案内冊子を配布するなどの入館者増加対策をした結果、入館者数が前年度比26%（6,624人）増となっている。

今後とも、集客効果の高い対策を図り、入館者の増加に努められたい。

(12) 若年者雇用安定化促進事業の利用促進について（商工農水課）

若年者雇用安定化促進事業は、30歳未満の若者について国のトライアル事業の試行雇用から引き続き常用雇用した事業者に対し月額4万円を上限に2月を限度として補助金を交付する事業である。

当該事業は、予算現額144万円（交付件数年間18件）を計上しているが利用状況は、平成21年度9件、22年度7件、23年度7件と低迷している。

「ハローワーク那覇」等関係機関との連携のあり方をはじめ多方面から原因分析を行い、利用促進の方策を講じられたい。

(13) 市民農園事業の運営のあり方について（商工農水課）

市民農園事業は、野菜や花の栽培を通じて、自然に親しむ場の提供を目的に市民に対し土地を貸出す事業で、1区画当たりの年間使用料は2千円である。

平成23年度の市民農園運営は、歳入が年間12万円（全60区画）に対し歳出は農園周辺の草刈清掃業務委託（21万円）や中継揚水ポンプ修理代（6万円）等合計32万円となっている。

協働のまちづくり及び受益者負担の観点から、農園周辺の清掃業務については区画利用に付随するものとして利用者の負担において維持管理できるよう負担のあり方について検討されたい。

(14) 牧志公設市場土地賃貸借契約について（なはまちなか振興課）

牧志公設市場土地賃借料は、過去10年間同額で推移している。牧志公設市場土地賃貸借契約第4条（賃貸料の改定請求）は、土地の租税公課の改定等があった場合は協議の上改定することができると規定していることから、周辺土地の実勢価格等の把握を行うなどして、適切な賃料となるよう見直しを検討されたい。

(15) 特定健康診査の受診率について（特定健診課）

特定健康診査等事業は、40歳から75歳未満の国民健康保険加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導の実施率を年次的に向上させ、メタボリックシンドローム予備群等を減少させることにより、糖尿病等の生活習慣病の発症を予防し医療費抑制を図ることを目的に実施している。

本市における特定健康診査の実施状況は、国が示す目標値である平成24年度

65%に対し平成 21 年度 31.5%、平成 22 年度 34.8%、平成 23 年度 35.0%（見込み）となっており一定の成果をあげてはいるものの目標達成は厳しい状況である。

特定健康診査の低い受診率は、全国の多くの市町村でも課題であるが本市の国民健康保険事業の財政運営にとっても多大な影響を与えることから、受診率向上のため広報活動の強化や、市民が受診しやすい環境を整備するなど、対策を更に強化されたい。

(16) 乳児一般健康診査業務委託契約について（健康推進課）

乳児一般健康診査事業は外部委託を行い日曜日に実施されている。当該業務委託のうち保健指導等については、受託者が保健師の必要数を確保できないことを理由に地方公務員法第 38 条（営利企業等の従事制限）第 1 項の規程を適用し市職員である保健師の一部が従事している。

業務を委託する一方で、委託者である市が委託業務の一部について市職員である保健師に従事させている現在の業務委託のあり方は、県下における保健師確保の困難性という背景を有しているものの適切さを欠いている。

したがって、当該業務委託契約については、中長期的な観点から改善策の検討を行われたい。

(17) 成年後見制度利用支援事業について（障がい福祉課）

成年後見制度利用支援事業は、予算現額 54 万円、執行率 18.2%である。同制度の周知及び認知度を高めるための広報活動が弱いこともあり執行率が低い状況にある。

今後は、広報活動をこれまで以上に活発に行い、市民が当該事業を利用しやすい環境づくりに努められたい。

(18) 要介護認定の期間短縮について（ちゃーがんじゅう課）

要介護認定にかかる申請日から二次判定までの日数については、平成 23 年度と平成 22 年度を比較して、平均して 9.5 日短縮されている。その結果、介護保険法の規定による法定期間内（30 日以内）認定件数は、平成 22 年度の 461 件、全体の 3.8%から平成 23 年度は 1,883 件、全体の 16.7%へ改善されている。その要因として、平成 23 年度から認定調査の外部委託の実施（4 割～5 割）による訪問調査が円滑になったことと、処遇改善による認定調査員の定着が図られたこと等があげられる。

今後も認定業務の効率化を図り、利用者の利便性の向上のため、要介護認定の期間短縮に努められたい。

(19) 保育所等の機械警備業務委託の随意契約について（こどもみらい課）

平成 23 年度の保育所等の機械警備業務委託については、長期継続契約としての認識はあったものの、公立保育所の段階的な民営化計画が不確定であるとして、2 者からの見積徴収により機械警備を設置した業者と平成 17 年度から単年度での随意契約を締結している。

当該業務委託は平成 22 年度から長期継続契約により 5 年を上限に、機械警備箇所及び予算の減額等による契約変更の場合があることを特約事項として明記し契約できるようになっており、今後は適切な機械警備業務の委託契約に務められたい。

(20) 路面清掃業務委託等の契約時期について（道路管理課）

平成 23 年度路面清掃業務委託等は、市道の維持修繕及び清掃を目的として、道路上のごみ回収業務及び道路側溝の清掃業務を定期的に行うとともに、緊急時の対応処置を行い、那覇市道の機能維持を保持することを業務内容とする委託事業である。

しかしながら、下記業務については年間保守点検業務としながら 5 月に委託契約されており、未契約期間に生じる緊急時の対応において支障をきたすことが想定される。

業務委託の契約時期については、業務の目的等を充分検証し契約時期を失することのないように努められたい。

①平成 23 年度路面清掃業務委託（平成 23 年 5 月 13 日契約）

②平成 23 年度道路側溝清掃業務委託（平成 23 年 5 月 13 日契約）

(21) 放置物処理業務の事務処理について（市営住宅課）

単身世帯の死亡や無断退去等による室内放置物の処理については、入居待ちの市民へ早期に部屋を提供できるように放置物処理業務を発注している。業務に要した費用は放置した所有者及び保証人に請求すべきであるが、関係者の住所等が特定できない理由等により処理費用を請求している事例もなく、また、歳入費目も設置されていない状況にある。

市営住宅の適切な管理運営のために、放置物処理業務の公平性を確保するためにも早期に債権保全、徴収及び整理の事務処理方針を明確にすることに努められたい。

(22) 読谷山^{よみたんざん}御殿の墓買上げ事業について（文化財課）

那覇市指定有形文化財である読谷山御殿の墓については、墓保存整備事業用地として平成 23 年 10 月 27 日に土地等売買契約書（1 億 1,153 万円、1,112 m²）により契約を締結し、同年 11 月 8 日に所有権移転登記を行っている。

那覇市公有財産規則第 11 条によると各部の長は、公有財産を取得したときは、速やかに取得を証する書面の写しを添えて公有財産取得通知書により総務部長に通知しなければならないと規定されているが、手続きがなされていない。

今後は、関係条例等を遵守し、適正な財産管理に努められたい。

(23) 一般事務費（事務局）デジタル複合機賃貸借について（教育委員会総務課）

デジタル複合機賃貸借契約の予定価格は 94 万円に対し契約額は 2 万円、落札率 2.7%となっている。

これは、機器の賃借料と、コピー件数による使用料を別途加算する契約になっていることから生じている。予算計上にあたっては、最新の業界の動向や他課の状況等を把握し、実態に合った予算見積もりを行い適切な予算執行に努められたい。

(24) 複写機リース料の適切な予算見積について（総合青少年課）

複写機リース料の入札において、予算現額 30 万円に対し、契約済額が 9 万円で予算残額が 20 万円（執行率 31.9%）となっている。

予算を計上するにあたっては、1者から見積書を徴しているが今後は数者より見積書を徴するとともに、他部局の実績額や市場の動向なども考慮し、適切な予算の要求、執行管理に努められたい。

(25) 児童生徒県外交流基金の適切な運用管理について（総合青少年課）

児童生徒県外交流基金は那覇市在住の児童生徒を県外へ派遣し、他県の児童生徒との交流をとおして人材育成を図るために設立されているものである。

しかし、基金の現在高が平成24年5月31日現在、9,444円であることから今後の基金のあり方や望ましい積立額について検討されたい。

(26) 大型レインカバー（重要備品）の適切な管理について（市民スポーツ課）

大型レインカバー（重要備品 60m×60m）は、プロ野球公式戦、高校野球等大規模大会、プロ野球キャンプなどの雨天対策として内野グラウンドを覆うものであり、大会及びイベント運営をスムーズに進めるために、平成24年2月11日に403万円で購入されている。

しかしながら、その保管管理については指定管理者に口頭で依頼をしているところであるが、盗難や破損、劣化等が生じた場合に備え、責任の所在を明確化する必要があるので、今後管理に関する書面を交わし重要備品の適切な管理に努められたい。

(27) 予算の適切な執行について（図書館）

図書館コンピューターシステム整備事業については、使用料及び賃借料より業務委託料へ154万円を全額流用し執行されている。

同コンピューターシステムは、平成23年12月31日で契約を終了した。機器については、契約当初より無償譲渡が決定されているのにもかかわらず、平成24年1月から3月までの3ヶ月分の保守点検料（業務委託料）が当初予算に計上されてなく、使用料及び賃借料より流用されている。

このことについては、平成23年度当初予算編成に使用料及び賃借料9ヶ月分と業務委託料3ヶ月分として予算措置すべきであった。事前に十分調査の上、予算編成を行い、適切な予算執行に努められたい。

那覇市告示第98号

平成25年1月15日

平成24年（2012年）12月那覇市議会定例会で認定された平成23年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 3 年度 那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入		予 算	現 額	調 定	額	收 入	損 額	不 納 欠	損 額	收 入	未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		項	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額
1	使用料及び手数料		3,000		560	560	0		0		0	2,440
		1 真嘉比古島第一地区手数料	1,000		400	400	0		0		0	600
		2 壺川手数料	1,000		160	160	0		0		0	840
		3 小緑南手数料	1,000		0	0	0		0		0	1,000
2	国庫支出金		149,946,705		142,746,705	142,746,705	0		0		0	7,200,000
		1 真嘉比古島第二国庫補助金	149,946,705		142,746,705	142,746,705	0		0		0	7,200,000
3	財産収入		430,000		431,723	431,723	0		0		0	△1,723
		1 壺川財産運用収入	79,000		79,145	79,145	0		0		0	△145
		2 小緑南財産運用収入	41,000		41,459	41,459	0		0		0	△459
		3 真嘉比古島第二財産運用収入	233,000		233,829	233,829	0		0		0	△829
4	繰入金	真嘉比古島第一地区財産運用収入	77,000		77,290	77,290	0		0		0	△290
			1,749,552,000		1,540,262,000	1,540,262,000	0		0		0	209,300,000
		1 総務管理繰入金	821,000		821,000	821,000	0		0		0	0
		2 真嘉比古島第二繰入金	1,323,005,000		1,113,705,000	1,113,705,000	0		0		0	209,300,000
5	繰越金	3 基金繰入金	25,736,000		25,736,000	25,736,000	0		0		0	0
		4 基金借入金	400,000,000		400,000,000	400,000,000	0		0		0	0
			146,019,041		146,020,872	146,020,872	0		0		0	△1,831
		1 総務管理繰越金	408,000		408,372	408,372	0		0		0	△372
		2 真嘉比古島第一地区繰越金	1,597,000		1,597,510	1,597,510	0		0		0	△510
		3 壺川繰越金	106,000		106,883	106,883	0		0		0	△883
		4 小緑南繰越金	40,000		40,053	40,053	0		0		0	△53
		5 真嘉比古島第二繰越金	143,868,041		143,868,054	143,868,054	0		0		0	△13

02-2

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
6 諸収入			5,000	47,293	47,293	0	0	△42,293
		1 総務管理雑入	1,000	0	0	0	0	1,000
		2 真嘉比古島第二雑入	1,000	47,293	47,293	0	0	△46,293
		3 真嘉比古島第一地区延滞金、 加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
		4 壺川延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
7 保留地処分金		5 小禄南延滞金、加算金及び過 料	1,000	0	0	0	0	1,000
			242,452,000	283,673,000	283,673,000	0	0	△41,221,000
		1 真嘉比古島第二保留地処分金	242,452,000	283,673,000	283,673,000	0	0	△41,221,000
			4,448,000	42,640,989	4,874,728	7,086,867	30,679,394	△426,728
		真嘉比古島第一地区清算徴収 金	1,186,000	34,769,423	769,600	7,086,867	28,912,956	416,400
8 清算徴収金		2 壺川清算徴収金	2,919,000	6,846,741	3,566,594	0	3,280,147	△647,594
		3 小禄南清算徴収金	343,000	1,024,825	538,534	0	486,291	△196,534
			6,417,000	5,515,000	5,515,000	0	0	902,000
		1 県委託金	385,000	861,000	861,000	0	0	△476,000
		2 県補助金	6,032,000	4,654,000	4,654,000	0	0	1,378,000
9 県支出金			2,299,282,746	2,161,338,142	2,123,571,881	7,086,867	30,679,394	175,710,865
		歳 入 合 計						

歳 出		(単位:円)				
款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 土地区画整理総務費		1,085,000	1,002,060	0	82,940	82,940
	1 総務管理費	1,085,000	1,002,060	0	82,940	82,940
2 土地区画整理事業費		2,278,988,746	1,818,866,934	447,732,532	12,389,280	460,121,812
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1,597,000	1,597,000	0	0	0
	2 壺川土地区画整理費	544,000	522,900	0	21,100	21,100
	3 真嘉比古島第二地区土地区画整理費	2,276,726,746	1,816,715,034	447,732,532	12,279,180	460,011,712
3 清算費	4 小禄南土地区画整理費	121,000	32,000	0	89,000	89,000
		15,534,000	15,530,000	0	4,000	4,000
	1 真嘉比古島第一地区清算費	1,188,000	1,187,000	0	1,000	1,000
	2 壺川清算費	9,001,000	9,000,000	0	1,000	1,000
4 基金積立金	3 小禄南清算費	5,345,000	5,343,000	0	2,000	2,000
		3,495,000	3,495,000	0	0	0
	1 壺川基金積立金	3,105,000	3,105,000	0	0	0
	2 小禄南基金積立金	80,000	80,000	0	0	0
5 予備費	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	77,000	77,000	0	0	0
	4 真嘉比古島第二基金積立金	233,000	233,000	0	0	0
		180,000	0	0	180,000	180,000
	1 予備費	180,000	0	0	180,000	180,000
歳 出 合 計		2,299,282,746	1,838,893,994	447,732,532	12,656,220	460,388,752

歳入歳出差引残額 284,677,887 円

平成 24 年 9 月 13 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 土地区画整理事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	2,299,282,746 円
2	歳 入 総 額	2,123,571,881
3	歳 出 総 額	1,838,893,994
4	歳 入 歳 出 差 引 額	284,677,887
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 231,232,532
		(3) 事故繰越し繰越額 0
		計 231,232,532
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越) 53,445,355
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第 99 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 3 年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

		(単位:円)				
款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
1 国民健康保険税		6,408,365,000	9,567,324,738	6,425,284,027 13,464,392	428,901,129	2,726,603,974
	1 国民健康保険税	6,408,365,000	9,567,324,738	6,425,284,027 13,464,392	428,901,129	2,726,603,974
2 使用料及び手数料		8,700,000	8,805,900	8,805,900	0	0
	1 手数料	8,700,000	8,805,900	8,805,900	0	0
3 国庫支出金		14,654,316,000	14,793,929,871	14,793,929,871	0	0
	1 国庫負担金	8,926,788,000	9,420,180,040	9,420,180,040	0	0
	2 国庫補助金	5,727,528,000	5,373,749,831	5,373,749,831	0	0
4 被養給付費等交付金		1,571,617,000	1,372,490,770	1,372,490,770	0	0
	1 被養給付費等交付金	1,571,617,000	1,372,490,770	1,372,490,770	0	0
5 前期高齢者交付金		3,519,848,000	3,519,848,631	3,519,848,631	0	0
	1 前期高齢者交付金	3,519,848,000	3,519,848,631	3,519,848,631	0	0
6 県支出金		1,883,978,000	1,934,119,514	1,934,119,514	0	0
	1 県補助金	1,576,784,000	1,626,925,000	1,626,925,000	0	0
	2 県負担金	307,194,000	307,194,514	307,194,514	0	0
7 共同事業交付金		6,500,450,000	6,500,451,602	6,500,451,602	0	0
	1 共同事業交付金	6,500,450,000	6,500,451,602	6,500,451,602	0	0
8 財産収入		2,000	224,228	224,228	0	0
	1 財産運用収入	2,000	224,228	224,228	0	0
9 雑入金		3,506,475,000	3,475,818,379	3,475,818,379	0	0
	1 他会計繰入金	3,506,474,000	3,475,818,379	3,475,818,379	0	0
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0
10 繰越金		0	0	0	0	0

(単位:円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		1 繰越金	0	0	0	0	0	0
11 諸収入			3,852,632,000	80,725,606	80,725,606	0	0	3,771,906,394
		1 延滞金加算金及び過料	2,810,000	2,462,437	2,462,437	0	0	347,563
		2 預金利子	1,000	2,841	2,841	0	0	△1,841
		3 雑入	3,849,821,000	78,260,328	78,260,328	0	0	3,771,560,672
繰 入		合 計	41,906,383,000	41,253,739,239	38,111,698,528 13,464,392	428,901,129	2,726,603,974	3,794,584,472

歳 出	款	項	子 算 現 額	支 出 濟 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位:円)	
							子 算 現 額 と 支 出 濟 額 と の 比 較	
1	総務費		688,788,000	658,390,658	0	30,397,342	30,397,342	30,397,342
	1	総務管理費	506,684,000	487,369,157	0	19,314,843	19,314,843	19,314,843
	2	修税費	107,348,000	100,631,616	0	6,716,384	6,716,384	6,716,384
	3	運営協議会費	629,000	313,350	0	315,650	315,650	315,650
	4	収納平向上特別対策事業費	39,320,000	38,166,310	0	1,153,690	1,153,690	1,153,690
	5	医療費適正化特別対策事業費	34,807,000	31,910,225	0	2,896,775	2,896,775	2,896,775
2	保険給付費		25,148,197,000	25,055,376,587	0	92,820,413	92,820,413	92,820,413
	1	療養諸費	21,641,665,090	21,606,403,175	0	35,261,915	35,261,915	35,261,915
	2	高額療養費	3,166,843,910	3,118,744,848	0	48,099,062	48,099,062	48,099,062
	3	移送費	2,000	0	0	2,000	2,000	2,000
	4	出産育児諸費	330,286,000	322,003,564	0	8,282,436	8,282,436	8,282,436
	5	葬祭諸費	9,400,000	8,225,000	0	1,175,000	1,175,000	1,175,000
3	後期高齢者支援金等		4,601,639,000	4,601,637,400	0	1,600	1,600	1,600
	1	後期高齢者支援金等	4,601,639,000	4,601,637,400	0	1,600	1,600	1,600
4	前期高齢者納付金等		13,651,000	13,650,097	0	903	903	903
	1	前期高齢者納付金等	13,651,000	13,650,097	0	903	903	903
5	老人保健拠出金		22,918,000	22,916,996	0	1,004	1,004	1,004
	1	老人保健拠出金	22,918,000	22,916,996	0	1,004	1,004	1,004
6	介護納付金		2,083,340,000	2,083,339,595	0	405	405	405
	1	介護納付金	2,083,340,000	2,083,339,595	0	405	405	405
7	共同事業拠出金		6,088,553,000	6,088,551,295	0	1,705	1,705	1,705
	1	共同事業拠出金	6,088,553,000	6,088,551,295	0	1,705	1,705	1,705

歳 出		項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
8 保健事業費			289,948,000	259,285,163	0	30,662,837	30,662,837
		1 特定健康診査等事業費	221,421,000	198,235,473	0	23,185,527	23,185,527
		2 保健事業費	68,527,000	61,049,690	0	7,477,310	7,477,310
9 基金積立金			1,000	0	0	1,000	1,000
		1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10 諸支出金			415,358,000	402,087,660	0	13,270,340	13,270,340
		1 償還金及び選付加算金	364,655,000	351,385,111	0	13,269,889	13,269,889
		2 繰出金	50,703,000	50,702,549	0	451	451
11 予備費			468,367,000	0	0	468,367,000	468,367,000
		1 予備費	468,367,000	0	0	468,367,000	468,367,000
12 繰上充用金			2,085,623,000	2,085,622,872	0	128	128
		1 繰上充用金	2,085,623,000	2,085,622,872	0	128	128
歳 出	合 計		41,906,383,000	41,270,858,323	0	635,524,677	635,524,677

歳入歳出差引不足額 3,159,159,795 円
このため翌年度歳入繰上充用金 3,159,159,795 円

平成 24 年 9 月 13 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	41,906,383,000 円
2	歳 入 総 額	38,111,698,528
3	歳 出 総 額	41,270,858,323
4	歳 入 歳 出 差 引 額	△3,159,159,795
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費進次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	3,159,159,795

那覇市告示第 100 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款		項	予 算	現 額	調 定	収 入	不 納 欠	収 入	予 算 現 額 と 収 入
						還 付 未 済 額	額	未 済 額	済 額 と の 比 較
1 国庫支出金			392,886,000		392,886,000	327,316,500	0	65,569,500	65,569,500
		1 国庫補助金	392,886,000		392,886,000	327,316,500	0	65,569,500	65,569,500
2 繰入金			142,455,000		142,455,000	142,455,000	0	0	0
		1 一般会計繰入金	142,455,000		142,455,000	142,455,000	0	0	0
3 繰越金			563,000		562,061	562,061	0	0	939
		1 繰越金	563,000		562,061	562,061	0	0	939
4 諸収入			1,000		887	887	0	0	113
		1 雑入	1,000		887	887	0	0	113
5 市債			217,100,000		169,500,000	169,500,000	0	0	47,600,000
		1 市債	217,100,000		169,500,000	169,500,000	0	0	47,600,000
歳 入 合 計			753,005,000		705,403,948	639,834,448	0	65,569,500	113,170,552

(単位：円)

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 都市再開発事業費	1 都市再開発事業費		693,622,000	562,078,770	131,139,000	404,230	131,543,230
			693,622,000	562,078,770	131,139,000	404,230	131,543,230
2 公債費	1 公債費		59,383,000	59,382,001	0	999	999
			59,383,000	59,382,001	0	999	999
歳 出	合 計		753,005,000	621,460,771	131,139,000	405,229	131,544,229

歳入歳出差引残額 18,373,677 円

平成 24 年 9 月 13日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（市街地再開発事業特別会計）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	753,005,000 円
2	歳 入 総 額	639,834,448
3	歳 出 総 額	621,460,771
4	歳 入 歳 出 差 引 額	18,373,677
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遅次繰越額 0
		(2) 繰越明許費繰越額 17,969,500
		(3) 事故繰越し繰越額 0
	計	17,969,500
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越) 404,177
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用) 0

那覇市告示第 101 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 3 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(単位:円)	
							予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較
1 介護保険料		2,855,870,000	3,230,253,664	2,927,044,407 6,487,456	63,875,174	245,821,539		△71,174,407
	1 介護保険料	2,855,870,000	3,230,253,664	2,927,044,407 6,487,456	63,875,174	245,821,539		△71,174,407
2 使用料及び手数料		751,000	1,173,620	1,173,620	0	0		△422,620
	1 手数料	751,000	1,173,620	1,173,620	0	0		△422,620
3 国庫支出金		4,581,671,000	4,714,311,785	4,711,311,785	0	3,000,000		△129,640,785
	1 国庫負担金	3,261,722,000	3,316,124,694	3,316,124,694	0	0		△54,402,694
4 支払基金交付金		1,319,949,000	1,398,187,091	1,395,187,091	0	3,000,000		△75,238,091
	2 国庫補助金	5,356,933,000	5,320,964,000	5,320,964,000	0	0		35,969,000
5 県支出金		5,356,933,000	5,320,964,000	5,320,964,000	0	0		35,969,000
	1 支払基金交付金	2,794,455,000	2,936,444,045	2,936,444,045	0	0		△141,989,045
6 財産収入		2,546,961,000	2,666,900,000	2,666,900,000	0	0		△119,939,000
	1 県負担金	1,000	0	0	0	0		1,000
7 繰入金		247,493,000	269,544,045	269,544,045	0	0		△22,051,045
	3 県補助金	4,290,000	4,323,668	4,323,668	0	0		△33,668
8 繰越金		4,290,000	4,323,668	4,323,668	0	0		△33,668
	1 財産運用収入	3,300,891,000	3,300,890,005	3,300,890,005	0	0		995
9 諸収入		2,793,775,000	2,793,772,575	2,793,772,575	0	0		2,425
	1 他会計繰入金	507,116,000	507,117,430	507,117,430	0	0		△1,430
9 繰越金		255,799,000	255,797,317	255,797,317	0	0		1,683
	1 繰越金	255,799,000	255,797,317	255,797,317	0	0		1,683
9 諸収入		2,779,000	4,696,766	4,465,136	0	231,630		△1,886,136
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	1,443,600	1,443,600	0	0		△1,441,600

(単位：円)

歳 入	款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
		2 雑入	2,777,000	3,253,166	3,021,536	0	231,630	△244,536
10 市債			1,000	0	0	0	0	1,000
		1 市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11 サービス収入			130,151,000	126,100,240	126,100,240	0	0	4,050,760
		1 予防給付費収入	130,151,000	126,100,240	126,100,240	0	0	4,050,760
歳 入		合 計	19,283,591,000	19,894,955,110	19,588,514,223 6,487,456	63,875,174	249,053,169	△304,923,223

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	(単位: 円)	
							予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総務費			713,312,000	675,731,190	13,198,500	24,382,310		37,580,810
	1	総務管理費	467,089,000	440,009,411	13,198,500	13,881,089		27,079,589
	2	徴収費	26,766,000	25,695,235	0	1,070,765		1,070,765
2 保険給付費	3	介護認定審査会費	219,457,000	210,026,544	0	9,430,456		9,430,456
			17,709,389,000	17,608,471,385	0	100,917,615		100,917,615
	1	介護サービス等諸費	16,351,684,000	16,300,090,516	0	61,593,484		61,593,484
3 財政安定化基金拠出金	2	介護予防サービス等諸費	1,323,419,960	1,284,095,829	0	39,324,131		39,324,131
	3	その他諸費	24,285,040	24,285,040	0	0		0
			1,000	0	0	1,000		1,000
4 基金積立金	1	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000		1,000
			225,670,000	225,540,203	0	129,797		129,797
	1	基金積立金	225,670,000	225,540,203	0	129,797		129,797
5 地域支援事業費			521,155,000	510,199,159	0	10,955,841		10,955,841
	1	介護予防事業費	147,265,000	145,800,375	0	1,464,625		1,464,625
	2	包括的支援事業・任意事業費	373,890,000	364,398,784	0	9,491,216		9,491,216
6 諸支出金			114,064,000	112,121,497	0	1,942,503		1,942,503
	1	償還金及び還付加算金	37,102,000	35,160,142	0	1,941,858		1,941,858
	2	繰出金	76,962,000	76,961,355	0	645		645
歳 出		合 計	19,283,591,000	19,132,063,434	13,198,500	138,329,066		151,527,566

歳入歳出差引残額

456,450,789 円

平成 24 年 9 月 13日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 介護保険事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	19,283,591,000 円
2	歳 入 総 額	19,588,514,223
3	歳 出 総 額	19,132,063,434
4	歳 入 歳 出 差 引 額	456,450,789
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		0
		(2) 繰越明許費繰越額
		10,198,500
		(3) 事故繰越し繰越額
		0
	計	10,198,500
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)
		446,252,289
		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)
		0

那覇市告示第 102 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 23 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度 那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 還 付 未 済 額 と の 比 較
1 後期高齢者医療保険料		2,014,323,000	2,012,598,534	1,954,180,063 9,169,818	8,679,423	58,908,866	60,142,937
	1 後期高齢者医療保険料	2,014,323,000	2,012,598,534	1,954,180,063 9,169,818	8,679,423	58,908,866	60,142,937
2 使用料及び手数料		201,000	403,100	403,100	0	0	△202,100
	1 手数料	201,000	403,100	403,100	0	0	△202,100
3 繰入金		543,701,000	541,466,329	541,466,329	0	0	2,234,671
	1 一般会計繰入金	543,701,000	541,466,329	541,466,329	0	0	2,234,671
4 繰越金		18,829,000	18,828,337	18,828,337	0	0	663
	1 繰越金	18,829,000	18,828,337	18,828,337	0	0	663
5 諸収入		9,533,000	5,398,641	5,398,641	0	0	4,134,359
	1 延滞金、加算金及び過料	301,000	77,100	77,100	0	0	223,900
	2 償還金及び還付加算金	9,178,000	5,272,901	5,272,901	0	0	3,905,099
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑入	53,000	48,640	48,640	0	0	4,360
歳 入	合 計	2,586,587,000	2,578,694,941	2,520,276,470 9,169,818	8,679,423	58,908,866	66,310,530

(単位：円)

(単位：円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	総務費		28,416,000	26,210,431	0	2,205,569	2,205,569
		1 総務管理費	14,932,000	14,287,076	0	644,924	644,924
		2 徴収費	13,484,000	11,923,355	0	1,560,645	1,560,645
2	後期高齢者医療広域連合納付金		2,547,157,000	2,471,840,900	0	75,316,100	75,316,100
		1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,547,157,000	2,471,840,900	0	75,316,100	75,316,100
3	諸支出金		11,014,000	7,749,121	0	3,264,879	3,264,879
		1 償還金及び還付加算金	9,161,000	5,896,756	0	3,264,244	3,264,244
		2 繰出金	1,853,000	1,852,365	0	635	635
	歳 出 合 計		2,586,587,000	2,505,800,452	0	80,786,548	80,786,548

歳入歳出差引残額 14,476,018 円

平成 24 年 9 月 13 日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	2,586,587,000 円
2	歳 入 総 額	2,520,276,470
3	歳 出 総 額	2,505,800,452
4	歳 入 歳 出 差 引 額	14,476,018
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	14,476,018
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 103 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 23 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度 那覇市病院事業管理特別会計歳入歳出決算書

歳 入		(単位：円)					
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 諸収入		100,739,000	100,737,802	100,737,802	0	0	1,198
	1 貸付金元利収入	100,739,000	100,737,802	100,737,802	0	0	1,198
歳 入	合 計	100,739,000	100,737,802	100,737,802	0	0	1,198

(単位:円)

歳 出	款	項	予 算 現 額	支 出	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公債費			100,739,000	100,737,802	0	1,198	1,198
		1 公債費	100,739,000	100,737,802	0	1,198	1,198
	歳 出	合 計	100,739,000	100,737,802	0	1,198	1,198

歳入歳出差引残額 0 円

平成 24 年 9 月 13 日提出
那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 病院事業債管理特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	100,739,000 円
2	歳 入 総 額	100,737,802
3	歳 出 総 額	100,737,802
4	歳 入 歳 出 差 引 額	0
5	翌年度へ繰り越すべき財源	
	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残高(翌年度へ繰越)	0
	(2) 不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 104 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で認定された平成 23 年度那覇市公営墓地整備等事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度 那覇市公営営地整備等事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額 調	定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
(単位: 円)							
1 使用料及び手数料		11,649,000	15,517,834	12,283,474	261,660	2,972,700	△634,474
	1 使用料	11,647,000	15,505,834	12,271,474	261,660	2,972,700	△624,474
2 財産収入	2 手数料	2,000	12,000	12,000	0	0	△10,000
		1,000	0	0	0	0	1,000
3 繰入金	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	1,000
		1,000	0	0	0	0	1,000
4 借入金	1 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
		1,000	0	0	0	0	1,000
5 繰越金	1 一般会計借入金	1,000	0	0	0	0	1,000
		1,000	0	0	0	0	1,000
6 諸収入	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	1,000
		11,000	8,067	8,067	0	0	2,933
7 市債	1 延滞金加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 雑入	10,000	8,067	8,067	0	0	1,933
		0	0	0	0	0	0
	1 市債	0	0	0	0	0	0
歳 入	合 計	11,664,000	15,525,901	12,291,541	261,660	2,972,700	△627,541

歳 出 (単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 額 と の 比 較
1 霊園事業費		11,664,000	10,533,407	0	1,130,593	1,130,593
	1 霊園事業費	11,664,000	10,533,407	0	1,130,593	1,130,593
歳 出	合 計	11,664,000	10,533,407	0	1,130,593	1,130,593

歳入歳出差引残額 1,758,134 円

平成 24 年 9 月 13日提出

那覇市長 翁長 雄志

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

（ 公営墓地整備等事業特別会計 ）

区 分		金 額
1	予 算 現 額	11,664,000 円
2	歳 入 総 額	12,291,541
3	歳 出 総 額	10,533,407
4	歳 入 歳 出 差 引 額	1,758,134
5	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額
		0
		(2) 繰越明許費繰越額
		0
5		(3) 事故繰越し繰越額
		0
		計
		0
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残高(翌年度へ繰越)
		1,758,134
6		(2) 不足額(翌年度から繰上充用)
		0

那覇市告示第 105 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 40,937 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,918 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		19,500	△19,500	0
	1 国庫補助金	19,500	△19,500	0
2 繰入金		117,754	△7,240	110,514
	1 一般会計繰入金	117,754	△7,240	110,514
3 繰越金		1	403	404
	1 繰越金	1	403	404
5 市債		14,600	△19,500	0
	1 市債	14,600	△14,600	0
歳 入 合 計		151,855	△40,937	110,918

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開発事業費		43,362	△38,596	4,766
	1 都市再開発事業費	43,362	△38,596	4,766
2 公債費		108,493	△2,341	106,152
	1 公債費	108,493	△2,341	106,152
歳 出 合 計		151,855	△40,937	110,918

第 2 表 地方債補正

廃止

単位：千円

起債の目的	限 度 額	備 考
1 都市再開発事業	14,600	
計	14,600	

那覇市告示第 106 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 24 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,758 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,735,347 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 809,841	千円 △31,758	千円 778,083
	2 真嘉比古島第二繰入金	808,372	△31,758	776,614
歳 入	合 計	1,767,105	△31,758	1,735,347

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 土地区画整理事業費		1, 419, 690	△31, 758	1, 387, 932
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	1, 419, 115	△31, 758	1, 387, 357
歳 出 合 計		1, 767, 105	△31, 758	1, 735, 347

那覇市告示第 107 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 24 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,757千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,868,085 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正の歳入後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		2, 995, 795	12, 000	3, 007, 795
	3 県補助金	105, 169	12, 000	117, 169
7 繰入金		3, 017, 883	27, 342	3, 045, 225
	1 他会計繰入金	2, 951, 041	27, 342	2, 978, 383
9 諸収入		4, 389	415	4, 804
	2 雑入	4, 387	415	4, 802
歳 入 合 計		20, 828, 328	39, 757	20, 868, 085

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		483,578	37,450	521,028
	1 総務管理費	221,571	36,310	257,881
	3 介護認定審査会費	232,832	1,140	233,972
5 基金積立金		610,306	1,892	612,198
	2 包括的支援事業・任意事業費	456,900	1,892	458,792
6 諸支出金		281,225	415	281,640
	1 償還金及び還付加算金	248,901	415	249,316
歳 出 合 計		20,828,328	39,757	20,868,085

那覇市告示第 108 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年(2012 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,177,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,991,509 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 使用料及び手数料		2,797,574	759	2,798,333
	2 手数料	571,350	759	572,109
14 国庫支出金		29,655,099	313,113	29,968,212
	1 国庫負担金	25,282,566	262,958	25,545,524
	2 国庫補助金	4,273,203	50,155	4,323,358
15 県支出金		16,856,434	25,505	16,881,939
	1 県負担金	5,675,943	△ 24,970	5,650,973
	2 県補助金	10,621,661	50,475	10,672,136
16 財産収入		595,923	184,869	780,792
	1 財産運用収入	266,037	19,074	285,111
	2 財産売払収入	329,886	165,795	495,681
18 繰入金		4,828,479	556,452	5,384,931
	1 特別会計繰入金	45,021	3,796	48,817
	2 基金繰入金	4,783,458	552,656	5,336,114
19 繰越金		2,872,547	81,635	2,954,182
	1 繰越金	2,872,547	81,635	2,954,182
20 諸収入		1,479,072	1,967	1,481,039
	5 雑入	982,684	1,967	984,651
21 市債		15,648,417	12,900	15,661,317
	1 市債	15,648,417	12,900	15,661,317
歳 入 合 計		133,814,309	1,177,200	134,991,509

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,301,243	731,197	16,032,440
	1 総務管理費	12,931,396	731,197	13,662,593
3 民生費		57,228,298	335,527	57,563,825
	1 社会福祉費	18,265,982	△39,823	18,226,159

	2 児童福祉費	19,233,667	35,167	19,268,834
	3 生活保護費	19,728,648	340,183	20,068,831
4 衛生費		9,005,100	1,590	9,006,690
	1 保健衛生費	4,643,696	1,590	4,645,286
5 労働費		341,698	46,754	388,452
	1 労働諸費	341,698	46,754	388,452
6 農林水産業費		155,770	918	156,688
	1 農業費	66,937	918	67,855
7 商工費		3,039,665	3,350	3,043,015
	1 商工費	3,039,665	3,350	3,043,015
8 土木費		16,011,291	34,444	16,045,735
	1 土木管理費	354,883	1,018	355,901
	2 道路橋りょう費	1,233,730	4,185	1,237,915
	4 港湾費	986,038	924	986,962
	5 都市計画費	8,183,616	△38,945	8,144,671
	6 住宅費	5,252,864	67,262	5,320,126
9 消防費		3,129,516	15,114	3,144,630
	1 消防費	3,129,516	15,114	3,144,630
10 教育費		13,310,196	8,306	13,318,502
	1 教育総務費	1,468,499	△2,333	1,466,166
	2 小学校費	3,461,608	△2,283	3,459,325
	3 中学校費	3,542,543	△384	3,542,159
	4 幼稚園費	1,470,465	3,884	1,474,349
	5 社会教育費	1,336,861	3,819	1,340,680
	6 保健体育費	2,030,220	5,603	2,035,823
12 公債費		15,403,180	0	15,403,180
	1 公債費	15,403,180	0	15,403,180
歳 出 合 計		133,814,309	1,177,200	134,991,509

第2表 債務負担行為補正

追 加

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
中核市 介護保険指定事業者等管理システム導入（情報政策課）	平成24年度から 平成29年度まで	5,963
地域人材育成事業（IT産業の多様なニーズに対応する人材育成事業）（商工農水課）	平成25年度	230,677
震災等緊急雇用対応事業（観光業界におけるWeb コンシェルジュ育成事業）（商工農水課）	平成25年度	40,112
震災等緊急雇用対応事業（那覇市農業農家基本情報データベース化事業）（商工農水課）	平成25年度	4,626
震災等緊急雇用対応事業（琉球びんがた販路拡大事業）（商工農水課）	平成25年度	3,803
震災等緊急雇用対応事業（首里織販路拡大事業）（商工農水課）	平成25年度	2,868
震災等緊急雇用対応事業（ひやみかちマチグラー館にぎわい事業）（なはまちなか振興課）	平成25年度	18,729
平成25年度健康診査通知書等作成事業（健康推進課）	平成24年度から 平成25年度まで	2,047
真和志中学校屋内運動場建設事業（設計・監理）業務委託（施設課）	平成24年度から 平成26年度まで	63,374

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
6 都市計画事業	946,400	普通貸借 又は証券 発行(登録 公債)	年5%以 内(ただ し、利率見 直し方式 で借り入 れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間 は、据置期 間を含め30 年以内とす る。 償還方法 は、元利均 等、元金均 等 等 によ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中 であっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることができる。	945,300	補正前に 同じ		
7 都市公園整備事業	733,000				730,300			
8 市営住宅建設事業	1,084,000				1,100,700			

那覇市告示第 109 号

平成 25 年 1 月 15 日

平成 24 年(2012 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 239,549 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,231,058 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 県支出金		16,881,939	142,136	17,024,075
	2 県補助金	10,672,136	142,136	10,814,272
19 繰越金		2,954,182	97,413	3,051,595
	1 繰越金	2,954,182	97,413	3,051,595
歳 入 合 計		134,991,509	239,549	135,231,058

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		16,032,440	31,621	16,064,061
	1 総務管理費	13,662,593	31,621	13,694,214
3 民生費		57,563,825	△3,052	57,560,773
	1 社会福祉費	18,226,159	△3,052	18,223,107
	2 児童福祉費	19,268,834	0	19,268,834
4 衛生費		9,006,690	△24,326	8,982,364
	1 保健衛生費	4,645,286	△20,797	4,624,489
	2 清掃費	4,361,404	△3,529	4,357,875
5 労働費		388,452	592	389,044
	1 労働諸費	388,452	592	389,044
6 農林水産業費		156,688	46,306	202,994
	3 水産業費	88,713	46,306	135,019

7 商工費		3,043,015	299,340	3,342,355
	1 商工費	3,043,015	299,340	3,342,355
8 土木費		16,045,735	152,129	16,197,864
	5 都市計画費	8,144,671	159,150	8,303,821
	6 住宅費	5,320,126	△7,021	5,313,105
9 消防費		3,144,630	△10,005	3,134,625
	1 消防費	3,144,630	△10,005	3,134,625
10 教育費		13,318,502	△253,056	13,065,446
	1 教育総務費	1,466,166	2,720	1,468,886
	2 小学校費	3,459,325	△188,006	3,271,319
	3 中学校費	3,542,159	34,660	3,576,819
	4 幼稚園費	1,474,349	△88,344	1,386,005
	5 社会教育費	1,340,680	2,835	1,343,515
	6 保健体育費	2,035,823	△16,921	2,018,902
歳 出 合 計		134,991,509	239,549	135,231,058

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			95,326
	1 総務管理費		95,326
		Okinavita（オキナヴィータ）動画コンテンツ制作事業	8,974
		まちづくり拠点施設・ITインキュベーター施設整備事業	17,818
		琉球国王「王冠」複製事業	19,160
		那覇市旧跡・歴史的地名標示事業	23,688
		文化芸術発信拠点施設整備事業（パレット）	25,686
4 衛生費			193,591

	2 清掃費		193, 591
		EV、PHV、ハイブリッド・電動ごみ収集車等導入事業	193, 591
7 商工費			921, 338
	1 商工費		921, 338
		国際通り情報発信大型ビジョン活用事業	203, 000
		国際通り ICT 利活用モデル事業	232, 840
		那覇市伝統工芸ブランド確立事業	30, 142
		那覇爬龍船振興会補助金	200, 000
		観光資源データベース登録事業	20, 050
		移動式車載大型ビジョン導入事業	150, 100
		「那覇の祭り」模型製作設置事業	70, 000
		公設市場環境整備事業	15, 206
8 土木費			251, 491
	5 都市計画費		251, 491
		亜熱帯庭園都市の道路美化事業	75, 000
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	24, 952
		亜熱帯庭園都市の公園施設強化事業	5, 760
		デイゴ・リュウキュウマツ害虫対策事業	3, 675
		市花木等普及推進事業（公共空間への植樹）	18, 104
		那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業	124, 000
9 消防費			412, 063
	1 消防費		412, 063
		化学消防ポンプ車整備事業	81, 300
		特殊災害対応資機材整備事業	47, 759
		津波避難ビル建設事業	25, 141
		防災行政無線整備事業	257, 863
10 教育費			1, 104, 535
	1 教育総務費		15, 652
		社会教育施設等整備基本構想策定事業	5, 792

		島クトゥバ継承・普及小冊子製作事業	9,860
	2 小学校費		339,413
		小学校施設環境整備事業（冷房設置）	89,588
		校舎等剥離補修業務事業（小学校）	67,869
		小学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）	100,801
		小学校防災避難施設整備事業（校舎屋上）	30,228
		那覇市立小中学校電子黒板整備事業（小学校）	50,927
	3 中学校費		340,923
		中学校施設環境整備事業（冷房設置）	20,820
		校舎等剥離補修業務事業（中学校）	53,562
		中学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）	50,000
		中学校防災避難施設整備事業（校舎屋上）	15,000
		那覇市立小中学校電子黒板整備事業（中学校）	201,541
	4 幼稚園費		59,715
		幼稚園冷房機設置事業	27,631
		幼稚園施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）	32,084
	5 社会教育費		117,563
		郷土資料整備事業	69,300
		文化芸術発信拠点施設整備事業（壺屋焼物博物館）	48,263
	6 保健体育費		231,269
		那覇市民体育館イベント誘致機能強化事業	231,269
	合 計		2,978,344

公 告

那覇市公告第 296 号

平成 24 年 12 月 27 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 297 号

平成 24 年 12 月 27 日

掲 示 済

「特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務」に関する提案依頼について

特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務について提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 件 名 「特定健診及び特定保健指導支援システム導入業務」に関する
提案依頼
- 2 依頼内容 特定健診及び特定保健指導支援システム提案書、機能要件証明
書、見積書等の提出
- 3 提出期限 平成 25 年 2 月 1 日（金） 17 時
- 4 問合せ先 那覇市 健康保険局 特定健診課
担当：山内・新垣
TEL：098-862-0564
FAX：098-862-4266
E-mail：KF-IRY0001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページを
ご確認ください。

議 会 規 則

那覇市議会規則第 1 号

平成 25 年 1 月 15 日

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 永 山 盛 廣

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 会議	第1章 会議
第1節～第8節 [略]	第1節～第8節 [略]
<u>第9節 会議録(第78条―第82条)</u>	<u>第9節 公聴会及び参考人(第78条―第84条)</u>
第2章 委員会	<u>第10節 会議録(第85条―第89条)</u>
第1節 総則(第83条―第87条)	第2章 委員会
第2節 審査(第88条―第104条)	第1節 総則(第90条―第94条)
第3節 秘密会(第105条・第106条)	第2節 審査(第95条―第111条)
第4節 発言(第107条―第118条)	第3節 秘密会(第112条・第113条)
第5節 委員長及び副委員長の互選(第119条・第120条)	第4節 発言(第114条―第125条)
第6節 表決(第121条―第131条)	第5節 委員長及び副委員長の互選(第126条・第127条)
第3章 請願(第132条―第138条)	第6節 表決(第128条―第138条)
第4章 辞職及び資格の決定(第139条―第143条)	第3章 請願(第139条―第145条)
第5章 規律(第144条―第152条)	第4章 辞職及び資格の決定(第146条―第150条)
第6章 懲罰(第153条―第158条)	第5章 規律(第151条―第159条)
第7章 協議又は調整を行うための場(第159条)	第6章 懲罰(第160条―第165条)
第8章 議員の派遣(第160条)	第7章 協議又は調整を行うための場(第166条)
第9章 補則(第161条)	第8章 議員の派遣(第167条)
付則	第9章 補則(第168条)
(修正の動議)	付則
第17条 修正の動議は、その案を備え、 <u>法第115条の2</u> の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。	(修正の動議)
(議案等の説明、質疑及び委員会付託)	第17条 修正の動議は、その案を備え、 <u>法第115条の3</u> の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、3人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
第37条 会議に付する事件は、 <u>第134条</u> (請願の委員会付託)に規定する場合を除き、	(議案等の説明、質疑及び委員会付託)
	第37条 会議に付する事件は、 <u>第141条</u> (請願の委員会付託)に規定する場合を除き、

会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2～3 〔略〕

（発言の許可等）

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2～3 〔略〕

（発言の許可）

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後にしなければならない。

第9節 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

	<u>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u> <u>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u> (議員と公述人の質疑) <u>第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u> <u>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u> (代理人又は文書による意見の陳述) <u>第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> (参考人) <u>第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u> <u>2 参考人については、第81条から第83条までの規定を準用する。</u>
第9節 [略] <u>第78条～第97条 [略]</u> (所管事務等の調査) <u>第98条 [略]</u> <u>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</u> <u>第99条～第152条 [略]</u> (懲罰動議の提出) <u>第153条 [略]</u> <u>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限り</u>	第10節 [略] <u>第85条～第104条 [略]</u> (所管事務等の調査) <u>第105条 [略]</u> <u>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</u> <u>第106条～第159条 [略]</u> (懲罰動議の提出) <u>第160条 [略]</u> <u>2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第113条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限り</u>

でない。 第154条～第161条 〔略〕 〔別表 別記〕	でない。 第161条～第168条 〔略〕 〔別表 別記〕
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ るすべての条名等を順次示したものとする。 5 表の改正規定において、改正前の欄中の野線に対応する改正後の欄中の野線がない場 合には、当該野線を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表(第159条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
〔略〕			
那覇市議会正副 委員長会議	〔略〕		
那覇市議会史編 さん委員会	議会史の編さん及び刊行に 関する基本的な事項を協議 する。	議長及び副議長 各会派を代表する議員	議長
那覇市議会全員 協議会	〔略〕		

〔改正後 別記〕

別表第(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
〔略〕			
那覇市議会正副 委員長会議	〔略〕		
那覇市議会全員 協議会	〔略〕		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 14 号

平成 24 年 12 月 20 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代 表 者	指定年月日
408	有限会社 五和工業	宜野湾市野嵩 2 丁目 32 番 8 号	嘉手納 清	平成 24 年 12 月 5 日

